## 一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会 特別支援教育士資格認定規程(2019 年 11 月 17 日改定)

改定	現行
改定:2019年11月17日	前回改定:2017年4月1日
第4条 S.E.N.S の資格を取得するためには、本協会 S.E.N.S 養成セミ	第4条 S.E.N.S の資格を取得するためには、本協会 S.E.N.S 養成セミ
ナーを受講し、S.E.N.S 養成カリキュラムに定める所定のポイントを取	ナーを受講し、S.E.N.S 養成カリキュラムに定める所定のポイントを取
得しなければならない。	得しなければならない。
2 S.E.N.S 養成セミナーを受講するためには、一般社団法人日本	2 S.E.N.S 養成セミナーを受講するためには、一般社団法人日本
LD 学会の正会員でなければならない。	LD 学会の正会員でなければならない。
3 受講に当たっては本協会に受講登録をする必要がある。受講登録	3 受講に当たっては本協会に受講登録をする必要がある。受講登
の費用は 10,000 円 <u>+消費税</u> とする。受講登録期間は 3 年間とし、	録の費用は 10,000 円とする。受講登録期間は 3 年間とし、1 回
1回のみ再登録をすることができる。再登録の費用は 10,000円	のみ再登録をすることができる。再登録の費用は 10,000 円とす
+消費税とする。最初の受講登録年度から6年間を経過した場合	る。最初の受講登録年度から6年間を経過した場合や一般社団法
や一般社団法人日本 LD 学会を退会した場合には、受講登録を抹	人日本 LD 学会を退会した場合には、受講登録を抹消し、その時
消し、その時点で取得したポイントは無効となる。	点で取得したポイントは無効となる。
4 S.E.N.S 養成セミナーに適用される条件は、別途定める「S.E.N.S	
養成セミナー受講規約」によるものとする。	
第7条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV の資格認定審査を申請する者は、申	第7条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV の資格認定審査を申請する者は、申
請書等所定の書類(附則2、3)に審査料を添えて申請する。なお、S.E.N.S	請書等所定の書類(附則2、3)に審査料を添えて申請する。なお、S.E.N.S
の審査料は 10,000 円 <u>+消費税、</u> S.E.N.S-SV の審査料は 20,000 円 <u>+消費</u>	の審査料は 10,000 円、S.E.N.S·SV の審査料は 20,000 円とする。
第8条 資格認定審査に合格した者は、所定の期日までに登録料及び	第8条 資格認定審査に合格した者は、所定の期日までに登録料及び
S.E.N.S の会会費を納入し、資格の登録手続きを取ることが必要である。	S.E.N.S の会会費を納入し、資格の登録手続きを取ることが必要である。
2 S.E.N.S の登録に関する費用は、登録料(5年間分): 20,000	2 S.E.N.S の登録に関する費用は、登録料(5年間分):
円 <u>+消費税</u> および、S.E.N.S の会会費(5 年間分): 10,000 円	20,000 円、S.E.N.S の会会費(5 年間分): 10,000 円、計: 30,000
<u>(不課税)</u> とする。	円とする。
3 S.E.N.S-SV の登録に関する費用は、登録料(5年間分):30,000	3 S.E.N.S-SV の登録に関する費用は、登録料(5 年間分): 30,000
円 <u>+消費税</u> 、S.E.N.S の会会費(5 年間分): 10,000 円 <u>(不課</u>	円、S.E.N.S の会会費(5 年間分):10,000 円、計:40,000 円
<u>税)</u> とする。	とする。

	ただし、納入済みの S.E.N.S の会会費に未経過年度分がある場合は、未
経過1年度につき2,000円を差し引いた額とする。	経過1年度につき2,000円を差し引いた額とする。
附則	附則
10. 本規程は、2011年11月6日に一部改定する。	10. 本規程は、2011年11月6日に一部改定する。
11. 本規程は、2015年4月1日に一部改定する。	11. 本規程は、2015年4月1日に一部改定する。
12. 本規程は、2016年4月1日に一部改定する。	12. 本規程は、2016年4月1日に一部改定する。
13. 本規程は、2017年4月1日に一部改定する。	13. 本規程は、2017年4月1日に一部改定する。
14. 本規程は、2019年11月17日に一部改定する。	